

## 尼崎市入札監視委員会条例施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市入札監視委員会条例(平成25年尼崎市条例第68号。以下「条例」という。)第2条第1号及び第2号の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号の市長が別に定めるもの)

第2条 条例第2条第1号の市長が別に定めるものとは、予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)が130万円を超える建設工事の請負とする。

(条例第2条第2号の市長が別に定めるもの)

第3条 条例第2条第2号の市長が別に定めるものとは、尼崎市競争入札の手續等に係る苦情の処理に関する要綱(平成21年10月22日施行)とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成25年10月23日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。